

36協定届様式等の変更について

大垣労働基準監督署

平成 30 年 9 月 7 日に、厚生労働省令第 112 号「[働き方改革を推進するための関係法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令](#)（以下「省令」という。）」が定められました。また、同日、基発 0907 第 1 号「[働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法の施行について](#)」が示されました。

※労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生労働省令第 23 号）の一部が改正され、以下のとおり 36 協定届の様式等が変更されたので紹介します。[※様式をクリックすると様式（Word 形式）をダウンロードできます。](#)

- ・ [様式第 3 号の 3](#) [WORD 形式：26KB]：清算期間が 1 箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届
フレックスタイム制の導入に当たっては、就業規則等の定め及び労使協定の締結を要しますが、清算期間が 1 箇月を超える場合は、あわせて様式第 3 号の 3 による届出が必要です。
(様式第 3 号の 3)

様式第 3 号の 3 (第 12 条の 3 第 2 項関係)				
清算期間が 1 箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届				
事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時雇用する労働者数
		(〒 -)		
		(電話番号: - -)		
業務の種類	該当労働者数	清算期間 (起算日)	清算期間における総労働時間	
		()		
標準となる 1 日の労働時間	コアタイム		フレキシブルタイム	
	~		~	
協定の成立年月日 年 月 日				
協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名				
協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()				
年 月 日				
使用者 職名 氏名				
労働基準監督署長殿				
記載心得				
1 「清算期間 (起算日)」の欄には、当該労働時間制における時間過算の期間の単位を記入し、その起算日を () 内に記入すること。				
2 「清算期間における総労働時間」の欄には、当該労働時間制の清算期間において、労働契約上労働者が労働すべき時間を記入すること。				
3 「標準となる 1 日の労働時間」の欄には、当該労働時間制において、年次有給休暇を取得した際に支払われる賃金の算定基礎となる労働時間の長さを記入すること。				
4 「コアタイム」の欄には、労働基準法施行規則第 12 条の 3 第 1 項第 2 号の労働者が労働しなければならない時間帯を定める場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻を記入すること。				
5 「フレキシブルタイム」の欄には、労働基準法施行規則第 12 条の 3 第 1 項第 3 号の労働者がその選択により労働することができる時間帯に制限を設ける場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻を記入すること。				

労働基準法施行規則

第 12 条の 3 法第 32 条の 3 第 1 項(同条第 2 項及び第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)第 4 号の厚生労働省令で定める事項は次に掲げるものとする。

1~3 (略)

4 法第 32 条の 3 第 1 項第 2 号の清算期間が 1 箇月を超えるものである場合にあつては、同項の協定 (労働契約による場合を除き、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。)

② 法第 32 条の 3 第 4 項において準用する第 32 条の 2 第 2 項による届出は、[様式第 3 号の 3](#) により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

- ・ **様式第9号** [WORD形式：44KB]：時間外労働・休日労働に関する協定届
 特別条項を設けない場合に必要となる届出様式（36協定届）と記載例です。
 （様式第9号）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（18歳以上の者）	所定労働時間（1日）（任意）	1日 法定労働時間を超える時間数（任意）	1ヶ月（①については46時間まで、②については42時間まで） 延長することができる時間数
休日労働		休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。（チェックボックスに※チェック）

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

労働基準監督署長 氏名

（記載例）

36協定届の記載例

（様式第9号（第16条第1項関係））

◆ 36協定で締結した内容を協定届（本様式）に記載して届け出てください。

- 36協定届（本様式）を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。
- 必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労働協約等はこれに十分留意した上で協定するようにしてください。

◆ 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。

◆（任意）の欄は、記載しなくても構いません。

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社 〇〇工場		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町1-2-3		〇〇〇〇年4月1日から1年間	
時間外労働	① 下記に該当しない労働者	受注の集中	設計	10人	7.5時間 3時間	3.5時間 30時間	40時間 250時間 370時間
		臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間 2時間	2.5時間 15時間	25時間 150時間 270時間
		製品不具合への対応	検査	10人	7.5時間 2時間	2.5時間 15時間	25時間 150時間 270時間
		月末の決算事務	経理	5人	7.5時間 3時間	3.5時間 20時間	30時間 200時間 320時間
休日労働	② 1年単位の定形労働時間制により労働する労働者	受注の集中	設計	10人	土日祝日	1か月に1日	8:30～17:30
		臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	土日祝日	1か月に1日	8:30～17:30

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。（チェックボックスに※チェック）

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合の名称（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）又は労働者の過半数を代表する者の氏名
 検査課主任 山田花子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法
 投票による選挙

〇〇〇〇年 3月 15日

労働基準監督署長 氏名

使用者 氏名
 工場長 田中太郎

※記載例をクリックすると記載例をダウンロードすることができます。

(記載例：1枚目)

36協定届の記載例（特別条項）

(様式第9号の2(第16条第1項関係))

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。
なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法5条に基づき安全配慮義務を負います。

◆臨時に限度時間を超えて労働させる場合には様式第9号の2の協定届の届出が必要です。
◆様式第9号の2は、
・限度時間内の時間外労働についての届出書（1枚目）と、
・限度時間を超える時間外労働についての届出書（2枚目）の2枚の記載が必要です。

◆36協定で締結した内容を協定届（本様式）に記載して届け出てください。
- 36協定届（本様式）を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。
- 必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

◆36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
◆（任意）の欄は、記載しなくても構いません。

1枚目 (表面)

事業の種類 **金属製品製造業** 事業の名称 **〇〇金属工業株式会社 〇〇工場** 事業の所在地(電話番号) (〒〇〇〇-〇〇〇〇) **〇〇市〇〇町1-2-3** 協定の有効期間 **〇〇〇〇年4月1日～5月31日**

労働時間に関する協定届 休日労働

時間外労働	業務の種類	労働者数(以上以下)	1日(任意)		1ヶ月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数、360時間未満に限る。)		1年(時間外労働のみの特例条項、720時間未満に限る。)	
			法定労働時間を超える時間数	協定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	協定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	協定労働時間を超える時間数(任意)
① 下記に該当しない労働者	受注の集中	10人	7.5時間	3時間	90時間	100時間	700時間	820時間
	臨時の受注、納期変更	20人	7.5時間	2時間	90時間	100時間	700時間	720時間
	製品不具合への対応	10人	7.5時間	2時間	90時間	100時間	700時間	720時間
② 1年単位の定形労働時間により労働する労働者	月末の決算事務	5人	7.5時間	3時間	90時間	100時間	700時間	820時間
	棚卸	5人	7.5時間	3時間	90時間	100時間	700時間	820時間
休日労働	受注の集中	10人			1か月1日		8:30～17:30	
	臨時の受注、納期変更	20人			1か月1日		8:30～17:30	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこと。(チェックボックスにチェック)

(記載例：2枚目)

1年間の上限時間を計算する際の計算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、計算日は同一の日である必要があります。

◆臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合

◆突発的な仕様変更、新システムの導入

◆製品トラブル・大規模なクレームへの対応

◆機械トラブルへの対応

◆1ヶ月の時間外労働の総時間数(月45時間又は42時間)を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めください。月100時間未満に限り、なお、この時間数を満たしている場合、2～6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

◆年度時間を超えて時間外労働をさせる場合の削減率(25%)を超えないようにしてください。

◆年度時間(年360時間又は320時間)を超えて労働させる1年の労働時間(休日労働は含みません)の削減率を定めください。削減率(25%)を超える削減率となるよう努めてください。

◆年度時間を超えて時間外労働をさせる場合の削減率(25%)を超える削減率となるよう努めてください。

◆1年間の上限時間を計算する際の計算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、計算日は同一の日である必要があります。

2枚目 (裏面)

事業の種類 **金属製品製造業** 事業の名称 **〇〇金属工業株式会社 〇〇工場** 事業の所在地(電話番号) (〒〇〇〇-〇〇〇〇) **〇〇市〇〇町1-2-3** 協定の有効期間 **〇〇〇〇年4月1日**

時間外労働に関する協定届(特別条項) 休日労働

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数(以上以下)	1日(任意)		1ヶ月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数、360時間未満に限る。)		1年(時間外労働のみの特例条項、720時間未満に限る。)	
			法定労働時間を超える時間数	協定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	協定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	協定労働時間を超える時間数(任意)
突発的な仕様変更、新システムの導入	設計	10人	6時間	6.5時間	6回	90時間	100時間	35%
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査	20人	6時間	6.5時間	6回	90時間	100時間	35%
機械トラブルへの対応	機械組立	10人	6時間	6.5時間	4回	80時間	90時間	35%

協定の成立年月日 **〇〇〇〇年 3月 12日**

協定の当事者である労働組合の名称(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)又は労働者の過半数を代表する者の氏名 **検査課主任 山田花子**

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 **投票による選挙**

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・筆字等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

労働者代表者に対する事前申し入れ (届出する番号) **①、③、⑤** (具体的な内容) **対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での短時間就業への関係**

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 **投票による選挙**

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・筆字等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

協定の成立年月日 **〇〇〇〇年 3月 12日**

協定の当事者である労働組合の名称(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)又は労働者の過半数を代表する者の氏名 **検査課主任 山田花子**

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 **投票による選挙**

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・筆字等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこと。(チェックボックスにチェック)

※記載例をクリックすると記載例をダウンロードすることができます。

・ **様式第9号の3** [WORD形式：45KB]：時間外労働・休日労働に関する協定届

法第36条第11項に規定する業務（新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務）についての届出をする場合に必要の様式です。

(様式第9号の3)

事業の種類		事業の名称	事業の所在地(電話番号)		協定の有効期間			
様式第9号の3(第36条第3項関係)			(電話番号) - - - - -		1年			
時間外労働	① 下記に該当しない労働者	特別外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(または概以上の数)	所定労働時間(1日)	1日	1箇月	1年
					法定労働時間を超える時間数(時間)	法定労働時間を超える時間数(時間)	法定労働時間を超える時間数(時間)	法定労働時間を超える時間数(時間)
休日労働	② 1年単位の実効労働時間制により労働する労働者	特別外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(または概以上の数)	所定休日(1週間)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における超過及び調整の時間	
労働基準法第4条第4項で定める時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置			課する事由	(具体的内容)				
協定の成立年月日		年 月 日	協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名		協長 氏名			
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の代表者		年 月 日	使用者		協長 氏名			
労働基準監督署長								

労働基準法施行規則

第16条 法第36条第1項の規定による届出は、**様式第9号**(同条第5項に規定する事項に関する定めをする場合にあっては、**様式第9号の2**)により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、法第36条第11項に規定する業務についての同条第1項の規定による届出は、**様式第9号の3**により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

③ 法第36条第1項の協定(労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。以下この項において同じ。)を更新しようとするときは、使用者は、その旨の協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることによって、前2項の届出に代えることができる。

・ **様式第9号の4** [WORD形式：31KB]：時間外労働・休日労働に関する協定届

建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業が、附則による届出をする場合に必要の様式です。

労働基準法施行規則

第69条 法第139条第1項及び第2項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 1 法別表第1第3号に掲げる事業
- 2 事業場の所属する企業の主たる事業が法別表第1第3号に掲げる事業である事業場における事業
- 3 工作物の建設の事業に関連する警備の事業(当該事業において労働者に交通誘導警備の業務を行わせる場合に限る。)

② 法第140条第1項の厚生労働省令で定める業務は、一般乗用旅客自動車運送事業の業務、貨物自動車運送事業の業務(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。)、一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客

自動車運送事業をいう。)の業務、一般貸切旅客自動車運送事業(同号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。)の業務その他4輪以上の自動車の運転の業務とする。

第70条 第16条第1項の規定にかかわらず、法第139条第2項、第140条第2項、第141条第4項、第142条の規定により読み替えて適用する法第36条第1項(以下この条及び次条において「読替後の法第36条第1項」という。)の規定による届出は、平成36年3月31日までの間、**様式第9条の4**(第24条の2第4項の規定により法第38条の2第2項の協定の内容を読替後の法第36条第1項の規定による届出に付記して届け出る場合にあつては**様式第9条の5**、労使委員会の決議を届け出る場合にあつては**様式第9号の6**、労働時間等設定改善委員会の決議を届け出る場合にあつては**様式第9号の7**)により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

② 第59条の2の規定は、前項の届出に準用する。

(様式第9号の4)

時間外労働に関する協定届 休日労働								
様式第9号の4(第70条関係)		事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)	
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間	
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
① 下記②に該当しない労働者								
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間	

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

年 月 日

使用者 職名氏名

労働基準監督署長殿

- ・ [様式第9号の5](#) [WORD形式: 29KB]: 時間外労働・休日労働に関する協定届
事業場外労働に係る協定を届け出る場合の様式
- ・ [様式第9号の6](#) [WORD形式: 27KB]: 時間外労働・休日労働に関する協定届
労使委員会の決議を届け出る場合の様式
- ・ [様式第9号の7](#) [WORD形式: 26KB]: 時間外労働・休日労働に関する協定届
労働時間等設定改善委員会の決議を届け出る場合の様式

(様式第9号の5)

時間外労働 に関する協定届
休日労働

様式第9号の5 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称			事業の所在地 (電話番号)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	事業外労働に要する協定で定める時間	延長することができる時間数		期間
						1日	1日を超える一定の期間 (起算日)	
① 下記②に該当しない労働者								
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名
協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

年 月 日

使用者 職名氏名 (印)

労働基準監督署長殿

(様式第9号の6)

時間外労働 に関する労使委員会の決議届
休日労働

様式第9号の6 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称			事業の所在地 (電話番号)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間	
					1日	1日を超える一定の期間 (起算日)		
① 下記②に該当しない労働者								
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間

決議の成立年月日 年 月 日

委員会の委員数 () 人

委員の氏名				その他の委員			
任期を定めて指名された委員							

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名
委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

年 月 日

使用者 職名氏名 (印)

労働基準監督署長殿

(様式第9号の7)

時間外労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届
休日労働

様式第9号の7 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称			事業の所在地 (電話番号)		
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間
					1日	1日を超える一定の期間 (起算日)	
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間

決議の成立年月日 年 月 日
 委員会の委員数 () 人

委員の氏名			
推薦に基づき指名された委員		その他の委員	

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。
 委員会の委員の半数の推薦者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の
 委員会の委員の半数の推薦者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()
 年 月 日

_____ 労働基準監督署長 殿 使用者 職名 氏名 氏名 氏名

※様式をクリックすると様式 (Word 形式) をダウンロードできます。